

(新本籍地が現本籍地役場の管轄区域外になるときは3通)

離婚の際に称して
いた氏を称する届
(戸籍法77条2の届)

令和 3 年 3 月 10 日 届出

在ブリスベン日本国総領事 大使 殿
総領事受理 平成 年 月 日
第 号送付 平成 年 月 日
第 号

公館印

書類調査	戸籍記載	記載調査	附	票	住民票	通知
------	------	------	---	---	-----	----

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) 氏 名 田 中 房 子 昭和48年 10 月 28 日生	
		オーストラリア国クーンズランド州コニルトウズ市 ベツワ マリー通り 59 番地 号	
(4)	(よみかた) 氏	世帯主 の氏名 田中房子	番地 番 号
		(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 東京都千代田区平河町一丁目4 筆頭者 の氏名 田中太郎	番地 番 号
(5)	離婚年月日	令和 3 年 3 月 10 日	
	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 東京都千代田区平河町一丁目4 筆頭者 の氏名 田中房子	
(7)	その他		
(8)	届出人 署名押印 (変更前の氏名)	田中房子	

ご住みのSuburb(郊外)が
どのRegional Councilに所属
するかを確認し、そのCouncil名を
市又は郡と置きかえてSuburbの
前に記入して下さい。

例: Gold Coast City Council
→ ゴールドコースト市
Tweed Shire Council
→ ツweed郡

(届出人の連絡先及び電話番号 07 55 123 456)

↑ 日中連絡のとれる電話番号

離婚の際に称して
いた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和 年 月 日届出

在ブリスベン日本国総領事 大使 殿
総領事

受 理 第	令和 年 月 日
送 付 第	令和 年 月 日



書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知	
------	------	------	-----	-------	-----	--

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) 氏 名 年 月 日生	
(2)	住 所	番地 番 号 世帯主 の氏名	
(3)	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 番地 番 筆頭者 の氏名	
(4)	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏)	変更後 (離婚の際に称していた氏)
(5)	離婚年月日	年 月 日	
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 番地 番 筆頭者 の氏名	
(7)	そ の 他		
(8)	届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	印	

(届出人の連絡先及び電話番号)

)